

軽自動車税種別割【減免申請】範囲

2 条例第90条に規定する精神に障害を有し歩行が困難な者のうち町長が必要と認めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 厚生労働大臣の定めるところにより交付された**療育手帳の交付を受けている者**のうち、療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）第三・1（1）に定める**障害の程度が重度「A判定」**であるもの

(2) **精神障害者健康福祉手帳**（通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限る。）の**交付を受けている者**のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める**1級**の障害を有するもの

身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、○運転者が本人の場合のみ

●本人または生計を一にする家族

障害の区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害		●	●	●	※			※4級の1のみ
聴覚障害			●	●				
平衡機能障害				●				
体幹不自由		●	●	●		○		
音声機能の障害				※				※気管を開口している
上肢不自由		●	●					
下肢不自由		●	●	●	○	○	○	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	●	※					※上肢のみは除外
	移動機能	●	●	●	○	○	○	
心臓機能障害		●		●				
じん臓機能障害		●		●				
呼吸器機能障害		●		●				
ぼうこう又は直腸の機能障害		●		●				
小腸の機能障害		●		●				
肝臓機能障害		●	●	●				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		●	●	●				